

社会保険労務士法人 北海道賃金労務研究所

http://www.roum-tingin.jp/

アップル (11) Amazon.co.jp Yahoo! JAPAN ニュース (130) アップル Google マップ YouTube Wikipedia お役立ち



札幌市の社会保険労務士事務所  
**北海道賃金労務研究所グループ**

個人情報保護方針 資料請求・お問合せ  
**☎011-271-1802**



経営者の本音にお答えする!!  
**労務対策のスペシャリスト**

北海道賃金労務研究所は、労務・賃金相談を売りにした  
社会保険労務士事務所です。

? 経営者のご要望に **お答え** します!

→ 労使トラブル対応と対策、サービス残業対策

現在話題に上げられる様々なトラブルに対応するだけでなく、おこさない対策を企業様に合わせてコンサルいたします。

→ 自社の実態に合わせた給与制度づくり

→ 一矢報いる目的別退職金制度づくり

→ 労働保健と社会保険のアウトソーシング

→ 社会保険、労働基準監督署の調査対応

etc...

NEW TOPICS

代表 **石田 和彦**  
(特定社会保険労務士)



2008-9-27 18:21:38  
労働時間の「既成概念を打破しよう」

サービス残業に関する労働基準監督署の調査を受けられた企業はご存知の通り、監督署は「〇時間分の残業代を支払なさい」という時間指定をしません。それは何故でしょうか？ 答えは「タイムカードの時間を全て働いていたかどうかは労使でないと判らない」からです。実は、給与が発生する労働時間とは「会社が注文した仕事を社員が実行している時間」だったのです。このように考えれば確かに当事者の労使でないと正確な労働時間は判りません。労働時間とそれ以外の時間を区別できる仕組みづくりがポイントだったのです。

[COMMENT] [TRACKBACK]

2008-7-29 16:55:21  
私的自治って...

セミナーのご案内

入社・退職  
トラブル回避の  
コツ・セミナー

日時●2008/11/11(火)  
時間●13:30~16:30

北海道の賃金セミナー  
~管理職・優秀な社員へ  
の賃金相場を知る~

日時●2009/3/12(木)  
時間●13:30~16:30

講師：石田 和彦  
主催：札幌商工会議所

受付方法 北海道賃金労務研究所の  
サイト内 資料請求・お問合せ を開き、  
「ご質問等」欄に「〇月セミナー参加希望」  
と記載し、送信してください。

※随属性が高いため、社会保険労務士および同業コンサルタントのセミナー参加はご遠慮下さい ※内容は一部変更することがございます

copyright (c)2002-2007 Hokkaido Roumu Keiei Inc. All rights reserved.

# 安定経営のパートナー 労務顧問

[問題発見] と [問題解決] が、私たちの基本理念です。

お問い合わせは **社会保険労務士法人 北海道賃金労務研究所** 札幌市中央区南1条西12丁目322番地 新永ビル6F  
(地下鉄東西線「西11丁目」駅から徒歩3分)  
TEL.011-271-1802 FAX.011-281-4056

北海道賃金労務研究所  URL <http://www.roum-tingin.jp/> メール [roum@kyoukai.co.jp](mailto:roum@kyoukai.co.jp) (代表)